

ブックスタート・ワークショップ



絵本で「つながる」きっかけづくり

- 内 ブックスタートの趣旨や目的、実施の際の大切なポイント、先進事例の紹介など
- 時 7月12日(水) 13:30~15:30 場 市役所 1階南エリア会議室103・104
- 対 ブックスタートに関わる人やブックスタートに興味のある人 定 先着100人
- 申 7月3日(月)から、生涯学習課まで電話またはメールにて申し込み
- 問 生涯学習課 TEL06-6995-3158
- ✉ Mori_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp



ブックスタートとは・・・

1992年に英国で始まった事業で、絵本を読むのではなく、赤ちゃんと一緒に絵本を開く楽しいひと時を分かち合うきっかけを全ての赤ちゃんの元へ届けようと始まった活動です。

市では、平成29年4月より4カ月児健康診査の際に読み聞かせをさせていただき絵本のプレゼントをしています。

絵本を読むことで赤ちゃんを抱っこしたり、少し大きくなれば膝の上に座せたりと自然に触れ合うことができ共通の時間を持つことができます。

触れ合い接することで赤ちゃんはとても大切にされていることや、愛されていることを知り喜びを感じます。読んでいる時にページをめくろうとすることもありますが、きっちりと読まなければいけないものではないので、赤ちゃんのペースに合わせてあげてください。

子育てで忙しく時間がないと思いますが、ぜひ、絵本を活用して赤ちゃんと一緒に楽しい時間を持っていただければと思います。

ブックスタートに関すること

問 子育て支援センター TEL06-6995-7833

STOP 路上喫煙

平成29年7月1日から
「路上喫煙禁止区域」を指定しました
京阪電車守口市駅周辺・
地下鉄守口駅周辺は路上喫煙禁止です



平成29年4月1日から、市内の道路その他公共の用に供する場所での喫煙を防止し、市民などの身体および財産の被害ならびに煙による迷惑の防止を図るため、「守口市路上喫煙の防止に関する条例」がスタートしています。

路上喫煙とは・・・

市内の道路・公園など屋外の公共の場所において、たばこを吸うことや火のついたたばこを持つことです。

備 周りに迷惑をかける喫煙だけではなく、自転車・バイクに乗りながらの喫煙や多くの人が利用する場所での喫煙も含む。

条例の主な内容

- ①市民等および事業者は、市内全域で迷惑な路上喫煙をしないよう努めなければなりません。
 - ②人通りが多いなど、特に必要と認める区域を禁止区域に指定します。
 - ③禁止区域内での路上喫煙はできません。
 - ④禁止区域内で喫煙した者に対して、指導および勧告を行い、これに従わない場合は**1,000円の過料**を科すことがあります(平成29年10月1日から施行)。
- 注 禁止区域外であっても、周囲の人の迷惑にならないようお願いします。
禁止区域では、市指定の喫煙場所以外での喫煙を禁止します。



備 私有地や建物の中などは対象外

Q & A

- Q** なぜ、路上喫煙を防止するのですか？
- A** 道路など、多くの人が行き交ったり、集まる場所での喫煙は、喫煙者が注意をはらっていても、他人の体や服などにたばこの火が当たったり、煙を吸わせたりすることがあります。そのため、周りの人に迷惑や被害を与えるおそれがあるからです。
- Q** 市内全域で、喫煙できなくなるのですか？
- A** 周りに迷惑をかける歩きながらの喫煙、自転車やバイクに乗りながらの喫煙、また人が多いところでの喫煙を規制するものです。
- Q** 禁止区域は、どうしたら分かるのですか？
- A** 禁止区域を記載した標識や路面標示などを設置します。また、市ホームページでも掲載します。
- Q** 新型たばこ(加熱式たばこ)は対象ですか？
- A** 加熱式の新型たばこは、火傷などの危険性はありますが、少なからず煙を出し、また吸い殻がポイ捨ての原因となることも考えられるため対象です。

問 環境政策課 TEL06-6992-1511